

○明治薬科大学研修認定薬剤師研修制度規程

制定	平成18年12月22日
改正	平成19年 9月21日
	平成20年 5月22日
	平成21年 1月 9日
	平成21年 4月23日
	平成23年 9月29日
	平成28年 3月10日
	平成28年12月2日
	平成30年 6月 8日
	令和 3年 9月 2日

(目的)

第1条 この規程は、明治薬科大学研修認定薬剤師研修制度（以下「認定薬剤師研修制度」という。）に関し必要な事項について定める。

(趣旨)

第2条 明治薬科大学（以下「本学」という。）は、薬剤師が医療人薬剤師として広く優れた知識・技能・態度の向上・発展を図ることを目的として、生涯を通じて自己研鑽を目指す薬剤師の学習を継続的に支援するため、認定薬剤師研修制度を定めてその結果を適切に評価し、もって薬剤師生涯学習の実践に寄与する。

(研修制度)

第3条 認定薬剤師研修制度は、公益社団法人薬剤師認定制度認証機構（以下「認証機構」という。）が定める、生涯研修認定制度の一環として行なう。

(認定の基準)

第4条 日本国の薬剤師免許を有する者が、本学又は認証機構の認証を受けた機関において、別に定める明治薬科大学研修認定薬剤師認定基準（以下「認定基準」という。）により、認定に必要な単位を取得したと認められる場合は、本学学長が研修認定薬剤師として認定する。

(認定薬剤師証の交付)

第5条 研修認定薬剤師として認定した者に対し、認定薬剤師証を交付する。

(認定薬剤師証の有効期間)

第6条 研修認定薬剤師の有効期間は、3年とする。ただし、次条に定めるところにより更新することができる。

(認定薬剤師証の更新)

第7条 別に定める認定基準により、更新に必要な単位を取得したと認められる場合は、認定薬剤師証を更新する。

(認定薬剤師研修制度委員会)

第8条 本学学部学則第9条の2第1項に基づき認定薬剤師研修制度委員会（以下「制度委員会」という。）を設置し、認定薬剤師研修制度全般について企画及び管理運営にあたりるとともに、次条に定める研修企画実行委員会及び認定評価委員会を統括する。

- 2 前項の制度委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) 学長
 - (2) 学校法人明治薬科大学職員組織規程（以下「職員組織規程」という。）第2条に規定する職員並びに学識経験者のうちから学長が任命する者2名以上
- 3 前項第2号による委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員の任期途中で交代する場合の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 制度委員会委員長は、学長とする。
- 5 制度委員会は、必要に応じ委員長が召集する。

（研修企画実行委員会及び認定評価委員会）

第9条 前条の制度委員会のもとに、薬剤師生涯学習講座の企画・運営及び大学院認定薬剤師聴講制度と連携を図り、認定単位の付与・管理を担当する研修企画実行委員会及び申請のあった研修認定薬剤師の新規認定及び更新認定の審査を担当する認定評価委員会を設置する。

- 2 前項の研修企画実行委員会及び認定評価委員会は、「職員組織規程」第2条に規定する職員並びに学識経験者のうちから学長が任命する者2名以上の委員をもって構成する。
- 3 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員の任期途中で交代する場合の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 研修企画実行委員会及び認定評価委員会の各委員長は、教授会の議を経て学長が任命する。
- 5 研修企画実行委員会及び認定評価委員会は、必要に応じ各委員長が召集する。

（企画小委員会、運営小委員会及び大学院認定聴講小委員会）

第10条 前条の研修企画実行委員会のもとに、企画小委員会、運営小委員会及び大学院認定聴講小委員会を設置し、生涯学習講座の企画、運営及び大学院との連携を図る。

- 2 前項の企画小委員会、運営小委員会及び大学院認定聴講小委員会は、「職員組織規程」第2条に規定する職員並びに学識経験者のうちから学長が任命する者2名以上の委員をもって構成する。
- 3 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員の任期途中で交代する場合の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 企画小委員会、運営小委員会及び大学院認定聴講小委員会の委員長は、研修企画実行委員会委員長が兼務する。
- 5 企画小委員会、運営小委員会及び大学院認定聴講小委員会は、必要に応じ委員長が召集する。

（研修プログラムの提供）

第11条 本学が研修認定薬剤師の認定取得に必要なものとして提供する研修プログラムは、薬剤師生涯学習講座、大学院の認定薬剤師聴講及び制度委員会が認めた本学が

主催又は共催する研修会とする。

2 前項の講座は、原則として清瀬キャンパス、剛堂会館及びその他の本学施設において開講する。

(認定薬剤師研修手帳)

第12条 研修認定薬剤師の認定を希望する受講者には、認定薬剤師研修手帳を発行する。

2 認定薬剤師研修手帳には、学習記録を受講証明等により記録する。

3 認証機構の認証を受けた本学以外の機関が発行する認定薬剤師研修手帳の利用も可とする。

(申請及び更新の手続)

第13条 認定薬剤師証を受けようとするものは、次に定める書類を提出するとともに、認定審査料1万円を納入しなければならない。認定薬剤師証を更新するときも同様とする。

(1) 申請書

(2) 認定薬剤師研修手帳

(3) 薬剤師免許証の写し

(4) 履歴書

(審査及び交付)

第14条 前条の申請があった場合には、認定評価委員会において審査する。

(認定薬剤師証の再交付)

第15条 認定薬剤師証を紛失、汚損等した場合は、再交付申請書の提出ならびに再交付手数料5千円の納入により再交付することができる。

(認定の取り消し)

第16条 研修認定薬剤師として認定された後、次の各号のいずれかに該当した場合は、制度委員会の議を経て認定を取り消すことがある。

(1) 日本国の薬剤師資格を喪失したとき

(2) 不正の方法で認定証を受けたことが判明したとき

(3) 薬剤師としての名誉を著しく汚す行為があると認められたとき

(個人情報の管理)

第17条 本学は、個人情報の保護に関する法律、学校法人明治薬科大学個人情報保護方針（プライバシーポリシー）及び学校法人明治薬科大学個人情報保護規程に則り、受講薬剤師及び研修認定薬剤師の個人情報を適切に取り扱う。

(事務)

第18条 認定薬剤師研修制度に関する事務は、学生支援部生涯学習室が関係部署と連携して行なう。

(雑則)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、認定薬剤師研修制度に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第 20 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が定める。

附 則

1. この規程は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 18 条、第 19 条及び第 20 条については、平成 18 年 12 月 22 日から適用する。
2. 第 8 条第 3 項、第 9 条第 3 項及び第 10 条第 3 項に定める「委員の任期は 2 年」の規定に関わらず、生涯研修認定制度認証申請時における委員の任期は平成 20 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規程は、平成 19 年 9 月 21 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 1 月 9 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 23 日から施行し、平成 21 年 3 月 16 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 23 年 9 月 29 日から施行し、平成 23 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 28 年 3 月 10 日から施行し、平成 22 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 28 年 12 月 2 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 30 年 6 月 8 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 9 月 2 日から施行する。